

答 申 書

刈谷市特別職報酬等審議会

1 はじめに

本審議会は、令和2年12月14日に、市長から特別職の給料及び市議会議員の報酬の額について諮問を受けた。

本市における特別職の給料の額は、本審議会の答申の結果に基づき、近年では、平成22年12月1日及び平成25年4月1日と連続して減額し、平成26年は地域手当の引上げを考慮して据え置き、平成28年は一般職の改定状況に鑑み、引上げとし、平成29年4月1日から適用した。そして、前回の平成30年は一般職の改定状況や現行の給与水準を考慮し、据置きとしている。

議員報酬の額は、特別職と同様に平成22年12月1日及び平成25年4月1日と連続して減額したものの、平成26年は特別職の地域手当の引上げによる年収額の増額を考慮し、また、平成28年は特別職との均衡の観点から、いずれも引上げとなり、前回の平成30年は据え置き、現在に至っている。

さて、我が国における社会・経済情勢としては、政府の月例経済報告によると、景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、感染拡大の防止策を講じる中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気の持ち直しの動きが続くことが期待されるとしている。

しかしながら、令和3年に入り、首都圏域に加え、愛知県においても緊急事態宣言が発出されるなど、明らかに感染は拡大しており、今後の経済情勢も不透明である。

また、人事院の国家公務員に対する給与勧告は、平成26年から昨年までは月例給、賞与共に引上げという内容であったが、本年度は、月例給は民間給与との較差が極めて小さいことから据置きとなり、賞与については、0.05か月分の引下げとなった。賞与の引下げの改定は、平成22年以来10年ぶりのことである。

このような中、本市における財政状況を見ると、健全財政を維持しているものの、コロナ禍の影響により、市税は40億円を超える減収となる見込みであり、これまで以上に厳しい状況になるものと考えられる。また、社会保障費などの経常経費の増加や都市交通網の整備などの大型事業に加えて、コロナ禍における「新たな日常」の構築に向けた環境整備により、多額の財政需要が見込まれる。

本審議会は、このような社会・経済情勢や諮問の趣旨を十分に認識した上で、本市の財政状況や市民感情などに配慮しつつ、県内他市の状況、本市と人口規模

や産業構造が類似する県外他市の状況、人事院の給与勧告の推移、議員の活動状況などの資料に基づき、忌憚のない意見交換を行い、厳正、公正、中立の立場から慎重に審議を行った。

2 特別職の給料について

市長は、市の最高責任者として社会情勢や市民ニーズの変化に対応し、効率的で質の高い行政サービスを提供するとともに、健全財政の維持に努めながら本市の将来を見据えた施策を積極的に推進している。副市長は市長を補佐し、行政実務を統括する重大な責務を果たしており、教育長は教育行政の第一義的な責任者として市長と連携し、特に学校現場が抱える複雑かつ多様な課題に対応している。

市長を始めとする特別職の給料の額は、より高度化する職務とその責任にふさわしい額とする必要がある。

特別職の給料には、給料月額額の16%に相当する地域手当が設定されていることを考慮し、給料月額に地域手当を加算した総額も指標としながら県内他市及び類似団体と比較したところ、本市の現行の額は、いずれも上位に位置しており、据置きとした前回答申時である平成30年度の状況から変動していない。

こうした状況を踏まえ、特別職の給料について審議した結果、新型コロナウイルス感染症の影響により、民間企業従事者や自営業者においては収入が減少しているという声もあり、その状況から引下げが望ましいとの意見もあったが、前回審議会開催後の令和元年及び令和2年における一般職の給料月額額の改定状況や、上記の比較結果を踏まえ、また、コロナ禍において、迅速かつ的確な判断により、様々な対策に取り組んでいる現状も評価できることから、本審議会の判断としては、特別職の給料月額は据置きとすることが妥当であるとの結論に達した。

- (1) 市長の給料月額 1,011,000円 (据置き)
- (2) 副市長の給料月額 828,000円 (据置き)
- (3) 教育長の給料月額 711,000円 (据置き)

3 議員報酬について

議員は、市長等の特別職とは異なり非常勤ではあるものの、市民を代表する自治立法機関である市議会を構成し、本市の意思決定を担う重要な役割を果たして

いる。その活動範囲は、議案の議決はもとより、市政調査、政策立案、市の執行機関の行政運営の監視等広範かつ多岐にわたっている。また、日常的に、調査研究、市民要望の相談、各種行事への参加など精力的な議員活動を展開している。

議員報酬の額は、これらの議員活動を保障し、また一層充実させるため、その職務と職責にふさわしい額とする必要がある。

本市における議員報酬月額現状は、特別職と同様に、県内他市及び類似団体において、比較的高い水準にあり、据置きとした平成30年の前回答申時の状況から変動していない。

このような状況を踏まえ、様々な意見の中で審議した結果、特別職との均衡を失しないようにすることも考慮し、議員報酬についても据置きとすることが適当であるとの意見で一致した。

- (1) 議長の報酬月額 590,000円 (据置き)
- (2) 副議長の報酬月額 548,000円 (据置き)
- (3) 議員の報酬月額 487,000円 (据置き)

4 おわりに

特別職の給料及び議員報酬の額の改定に当たっては、上記のとおり据置きが適当であると判断した旨、答申する。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会情勢は日々変化しており、今後の方針として、社会・経済情勢の変動により、報酬額を早急に見直す必要があると判断された場合には、速やかに会議を開き、審議すべきであると考えている。

なお、社会情勢を的確に反映させるためには、期末手当の支給割合を国に倣うのではなく独自に、かつ、時機を逸することなく改定する必要があるのではないかと、との意見があった。

このことについて、本審議会の所掌事務は議員報酬及び特別職の給料月額に関して審議することであるが、その審議においては、地域手当や期末手当等を含めた総収入をベースに議論し、結果を月額改定において十分考慮すべきであると考えている。

特別職は、市の業務や行政需要の増加に伴い、その果たすべき役割と責任が増大している。さらに、目まぐるしく変わっていく社会情勢の中では、迅速かつ的

確な判断が求められ、今まで以上に強い統率力を発揮し、感染症対策と経済対策を両立させ、市民生活の安心安全を守ること、また、限られた財源の中で、福祉施策や防災対策等に対する積極的な取組が期待されるところである。

議員にあっては、コロナ禍における複雑かつ多様化する市民ニーズの的確な把握に努め、市政に反映されてきたところであるが、今後とも、高い倫理観と公平性を保持し、魅力あるまちづくりを目指して活躍されることを期待するものである。

最後に、市長、副市長、教育長及び議員に対し、より効率的・効果的な市政運営と市議会活動を通じ、市民の福祉の増進と市政の発展になお一層、精励されることを期待する。